



コロナ禍における学生の海外渡航の取扱い (令和4年2月1日)

1 JAISTでの研究活動等のために海外に渡航する場合 (例: 研究留学、海外研究発表、研究指導委託、海外インターンシップ等)

▶申請方法
 事前に指導教員の承認を得た上で、所定の『誓約書』にワクチン接種が証明できる書類を添付し、
 基準日(※1)前日までに担当部署(※2)に提出する。

※1: 基準日	※2: 担当部署
・ 3か月以上の渡航の場合: 渡航開始の90日前	・ 研究留学助成制度による海外渡航の場合⇒留学生係(ryugaku)
・ 3か月未満の渡航の場合: 渡航開始の60日前	・ 学生研究・学外研修制度による海外渡航の場合⇒教育国際係(e-kokusai)
	・ 海外の機関への研究指導委託による渡航の場合⇒教務第二係(kyoumu)
	・ 海外の機関でのインターンシップによる渡航の場合⇒就職支援係(syusyoku)
	・ 海外への出張の場合⇒共通事務管理課

(知識: ks-secr / 情報: is-secr / マテ: ms-secr)

▶以下の条件を全て満たすことを担当部署が確認した場合、渡航可能

- 渡航先の機関等が学生の受入れを認めること。
- 基準日に渡航先の外務省が発出する「海外安全情報」の危険レベルおよび感染症危険レベルが共に**レベル1以下**であること。
- 渡航先が日本からの渡航を制限していないこと。日本からの入国に際して、一定期間の隔離措置等がある場合、それを遵守すること。
- 学系長および理事(教育、学生担当)が渡航を承認すること。

2 海外に在住している学生が当該国内で移動する場合 (例: 国際学会参加等)

▶申請方法
 事前に指導教員の承認を得た上で、所定の『誓約書』にワクチン接種が証明できる書類を添付し、
 基準日(※1)前日までに担当部署(※2)に提出する。

※1: 基準日 ⇒ 移動開始日の3週間前 ※2: 担当部署 ⇒ 共通事務管理課
 (知識: ks-secr / 情報: is-secr / マテ: ms-secr)

▶以下の条件を全て満たすことを担当部署が確認した場合、移動可能

- 移動先の機関等が学生の受入れを認めること。
- 基準日に当該国の「海外安全情報」の危険レベルおよび感染症危険レベルが共に**レベル2以下**であること。
- 学系長および理事(教育、学生担当)が渡航を承認すること。

3 協働教育プログラムのカリキュラム上必須である海外渡航の場合

▶申請方法
 事前に指導教員の承認を得た上で、所定の『誓約書』にワクチン接種が証明できる書類を添付し、
 留学生係(ryugaku)に提出する。

▶学系長および理事(教育、学生担当)が承認した場合、渡航可能

4 私事渡航する場合

⚠ 私事渡航は原則認められません。
 やむを得ない理由がある場合のみ、修了時期や研究計画への影響を慎重に検討したうえで、申請してください。

▶申請方法
 事前に指導教員の承認を得た上で、以下2つの書類を担当部署(※)に提出する。

- ① 海外渡航届(日本人学生の場合) / 一時出国・帰国届(留学生の場合)
- ② 所定の『誓約書』 * ワクチン接種が証明できる書類を添付

※担当部署 ・ 日本人学生の場合⇒学生生活係(gakusei) ・ 留学生の場合⇒留学生係(ryugaku)

▶学系長および理事(教育、学生担当)が承認した場合、渡航可能

★渡航が許可された場合の遵守事項

渡航前

- ▶全旅行期間を対象とする旅行保険への加入
- ▶新型コロナウイルス感染症のワクチン接種(推奨)

日本に再入国する時

- ▶入国後7日間は、**到着空港周辺の宿泊施設**で待機する。
 宿泊施設名・住所を事前に学生・留学生支援課に申し出ること。